資料4

■公共施設の再編・再配置（たたき台）

※新庁舎を「JR烏山駅周辺」に配置した場合

凡例	公共施設の再編再配置に活用が見込める土地
	都市活動拠点エリア及び都市生活拠点エリア内の土地
	上記の両拠点エリア外の土地

②烏山図書館周辺（約6,600㎡・市有地）

土地利用の方向性（案）	○国史跡に指定された烏山城跡に隣接する立地状況であることを踏まえ、那須烏山市の歴史と伝統を継承する公共施設の設置等による土地利用を図る。
公共施設（案）	歴史資料館・駐車場等

③中央公園（約15,600㎡・市有地）

土地利用の方向性（案①）	○烏山体育館及び烏山公民館の代替機能に配慮した土地利用を図る。
公共施設（案①）	市民ホール・運動施設等
土地利用の方向性（案②）	○道路拡張のほか、調整池や排水施設の整備に要する費用が莫大であるため、開発許可が不要な土地利用を図る。
公共施設（案②）	屋外運動場・防災公園等

①烏山庁舎（約5,300㎡・市有地）

土地利用の方向性（案）	○八雲神社境内や国史跡に指定された烏山城跡に隣接し、中央１丁目１番１号というシンボリックな立地状況であることを踏まえ、那須烏山市の歴史と伝統を継承する公共施設の設置等による土地利用を図る。
公共施設（案）	歴史資料館・駐車場等

④金井1丁目地内（約7,400㎡・民有地）

土地利用の方向性（案）	○民有地であることから、民間施設の誘導も含めて有効活用を検討する。

⑤JR烏山駅周辺（約13,400㎡・市有地＋民有地）

土地利用の方向性（案）	○近隣の低未利用地を活用した再整備を進めることで、より大きい都市再生効果が期待されるため、都市計画事業を併用した中心市街地の再生に寄与する土地利用を図る。 ○JR烏山駅の利用客だけでなく、子どもから高齢者に至るまで利便性が高い滞留空間を確保できる公共施設の設置等による土地利用を図る。
公共施設（案）	新庁舎・子育て施設・図書館・市民ホール・運動施設等

【烏山地区】

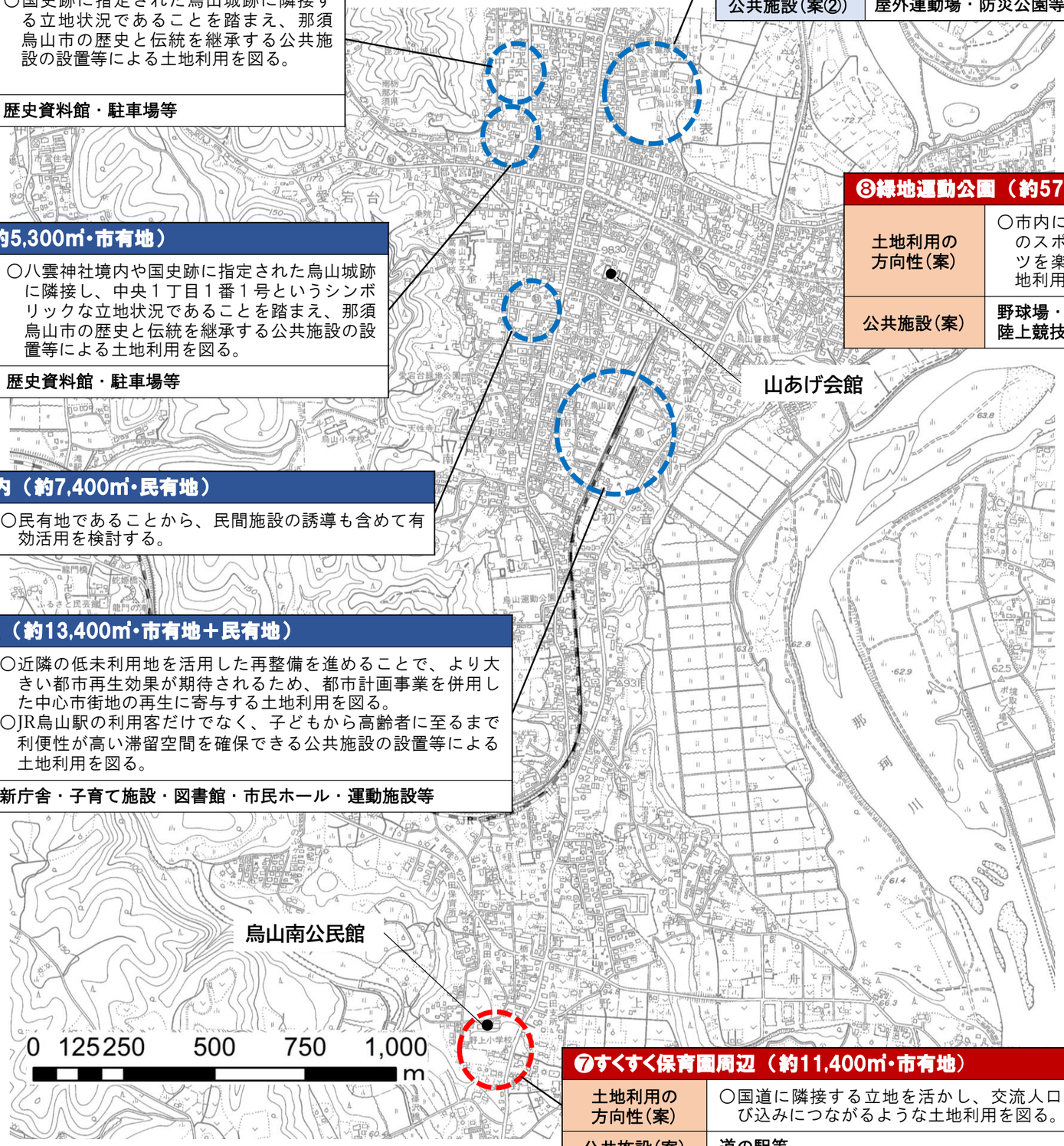

⑧緑地運動公園（約57,000㎡・市有地）

土地利用の方向性（案）	○市内におけるスポーツの拠点として、市内の屋内外のスポーツ施設を移設・集約化し、本格的なスポーツを楽しむことができる運動施設の設置等による土地利用を図る。
公共施設（案）	野球場・テニスコート・アーチェリー場・プール・陸上競技場等

⑦すくすく保育園周辺（約11,400㎡・市有地）

土地利用の方向性（案）	○国道に隣接する立地を活かし、交流人口の呼び込みにつながるような土地利用を図る。
公共施設（案）	道の駅等

【南那須地区】

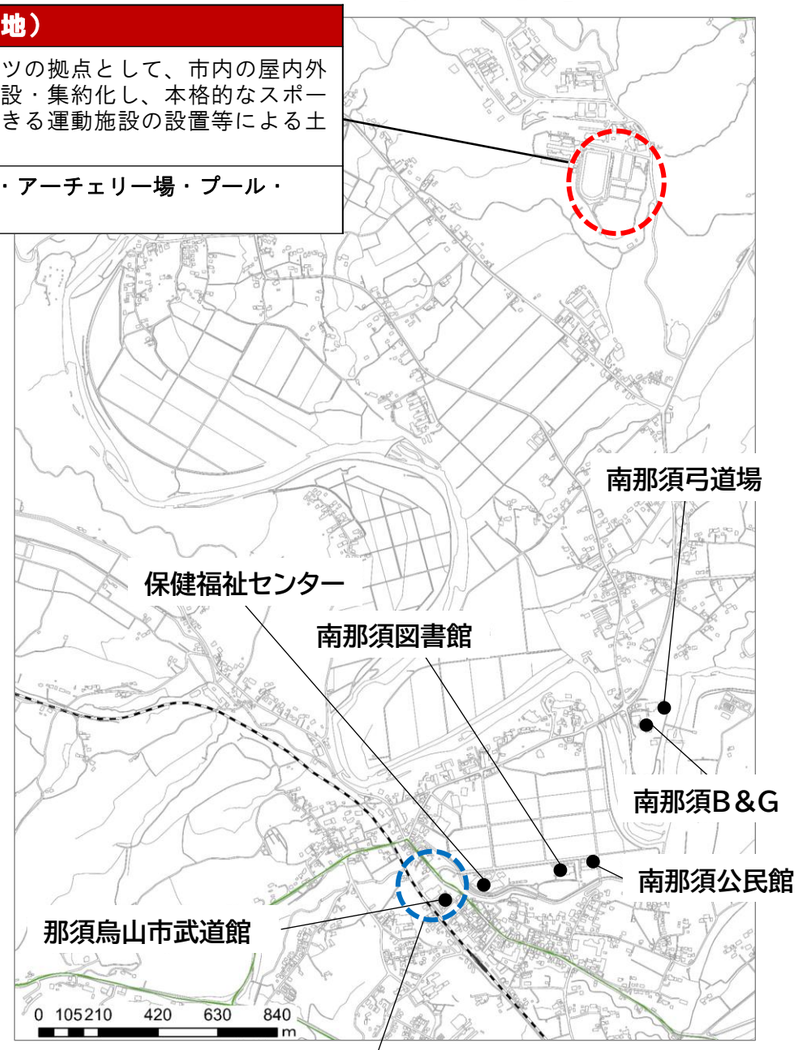

⑥南那須庁舎（約6,100㎡・市有地）

土地利用の方向性（案）	○南那須市街地における定住促進の中核として、「保健福祉センター」や「なすから認定こども園」、そして「南那須図書館」と連携し、子どもから高齢者に至るまで楽しく集うことができる屋外空間の設置等による土地利用を図る。
公共施設（案）	公園・駐車場等